

奈良市行政委員会委員報酬検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 奈良市の行政委員会委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会の委員及び非常勤の監査委員をいう。以下同じ。）の適切な報酬のあり方等について検討するに当たり、有識者等の意見を取り入れ、今日的な視点にたった適正な基準を定めることを目的として、奈良市行政委員会委員報酬検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市の行政委員会委員の適切な報酬のあり方に関すること。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成24年12月21日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、第7条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。